「加茂市過疎地域持続的発展計画（素案）」について意見を募集します。

令和４年度より、加茂市は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく、「過疎地域」に該当することになりました。これは、人口減少率と財政力指数から判断されます。

この度、加茂市が持続的に発展することを目的に地域活性化などの取組を推進するため、「新潟県過疎地域持続的発展方針」及び「加茂市総合計画」に基づいて、「加茂市過疎地域持続的発展計画」（素案）をとりまとめました。

この計画について、皆様のご意見をお聞かせください。どんな意見を出せばいいかわからないときは、裏面を参考にしてください。

募集期間

令和４年９月１日（木）から令和４年９月１５日（木）まで

資料は、市のホームページの他、市役所（３階、総務課）、図書館、公民館で閲覧できます。
意見の提出方法など、詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ先：市役所総務課　政策企画係　電話０２５６－５２－００８０

どんな意見を出せばいいの？

市民の皆さまが、加茂市過疎地域持続的発展計画（素案）を読んで感じたことをお聞かせください。例えば、次のような意見・質問が考えられます。

- ○○の説明が難しいです。もう少しわかりやすい表現に見直した方が良いのではないでしょうか。
- もう少し○○や□□に向けた取組も増やして欲しいです。
- ○ページ、施策○○は、これから大切な分野になると思います。力を入れて取り組んでいくことがわかって、安心しました。

ご意見の提出方法について

○意見を募集する資料	「加茂市過疎地域持続的発展計画」（素案）
○募集期間	令和４年９月１日（木）～令和４年９月１５日（木）
○意見を提出できる方	①市内に居住、通勤または通学する人 ②市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体
○資料を閲覧できる場所	市役所（３階、総務課）、図書館、公民館、市のホームページ
○意見の提出方法	閲覧できる場所にある所定の用紙（意見提出用紙）に、住所、氏名、計画（素案）へのご意見を記載の上、窓口へ持参、郵送、メールのいずれかでご提出ください。 ※所定の用紙でない場合は、住所・氏名を忘れずにご記入ください。 ※電話でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。
○提出先	【持　参】資料を閲覧できる場所の窓口にご提出ください。 【郵　送】〒959-1392　加茂市幸町２丁目３番５号 加茂市役所　総務課政策企画係　宛 【メール】kikaku@city.kamo.niigata.jp
○提出された意見に対する対応	・　提出された意見の概要と、それに対する市の考え方を、後日、市のホームページ等で公表します。なお、住所、氏名は公表しません。 ・　提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。

お問い合わせ先：加茂市役所　総務課政策企画係　電話 0256-52-0080